

H26年の熊本県からの提案に係る対応方針分類状況一覧

H27.2.10 企画課

No	提案項目名	提案概要等	共同提案	対応方針 (1/30決定)
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出期限の緩和	国土利用計画法による土地売買等届出の期限は2週間以内となっているが、届出期限後の届け出が多いため、3週間以内に緩和すること。	九州知事会	×
2	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるようにすること。	九州知事会	×
3	保健医療機関における付添介護要件の緩和	重度障がい児・者が入院した場合、障害福祉サービスによるヘルパーの利用を認めること。	九州知事会	×
4	社会医療法人の認定要件の緩和(1)	社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること。	-	◎
5	社会医療法人の認定要件の緩和(2)	複数の県に医療施設を設置している医療法人について、事業規模が一の県に集中している場合等については、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。	九州知事会	◎
6	麻薬小売業者間譲渡許可に係る権限移譲	麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を国から都道府県に移譲すること。	佐賀県 大分県	◎
7	地方消費者行政活性化基金の活用期限の廃止	地方消費者行政活性化基金の活用期限を撤廃すること。	九州知事会	×
8	ハローワーク業務の権限移譲	ハローワーク業務に係る権限を国から都道府県に移譲すること。	九州知事会	◎
9	農地転用許可の権限移譲	4haを超える農地転用の許可権限を国から都道府県に移譲すること。	-	◎
10	農地転用に係る国への協議の廃止	知事許可である、2haを越え4ha以下の農地転用許可に関する国への協議の廃止すること。	-	◎
11	事務処理特例での移譲に係る経由事務の廃止(軌道法)	軌道法関係の認可に係る市町村から国への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	-	集計除外
12	社会資本整備総合交付金の事業細目の大枠化	社会資本整備総合交付金事業の細目をより大枠とし、地方の裁量により運用できるようにすること。	-	対象外
13	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	工業用水の未利用水について、用途拡大とともに水利権の弾力的な運用を可能にすること。	福岡県	○、×
14	「体験活動プロジェクト」における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること。	-	○
15	学校施設環境改善交付金の事業要件緩和	当初の計画外で緊急に行う後整備についても補助対象とすること。	-	○
16	英語教育強化地域拠点事業の対象要件緩和	対象が、小中高の連携した取組に限定されているが、小中や中高の連携取組も対象とすること。	-	○

◎・・・提案の趣旨を踏まえ対応 / ○・・・現行規定で対応可能 / ×・・・実現できなかったもの
 集計除外・・・提案団体より再検討要請がなかったもの等（本県のものは、構造改革特区で措置済）
 対象外・・・内容が具体性を欠く等の理由で提案募集の対象外となったもの